



埼玉県報

第2155号

平成22年2月5日

金曜日

目次

規則

- [○ 学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則\(教職員課\)](#)
- [○ 住居手当に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [○ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則\(任用審査課\)](#)

訓令

- [○ 埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令\(総務給与課\)](#)

告示

- [○ 特定非営利活動法人の定款変更認証申請に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [○ 特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター本庄事務所\)](#)
- [○ 彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務に関する入札公告\(広聴広報課\)](#)
- [○ 介護保険法によるサービス提供事業者の指定\(介護保険課\)](#)
- [○ 介護保険法によるサービス提供事業者の廃止の届出\(介護保険課\)](#)
- [○ 大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [○ 第43期埼玉県労働委員会補欠委員\(労働者委員\)候補者の推薦\(勤労者福祉課\)](#)
- [○ 保安林の指定の解除予定\(森づくり課\)](#)
- [○ 保安林の指定の解除予定\(森づくり課\)](#)
- [○ 行田市太田地区土地改良区の解散認可\(農村整備課\)](#)

- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [志木都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [新座都市計画区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [新座都市計画用途地域の変更\(都市計画課\)](#)
- [北本都市計画区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [北本都市計画用途地域の変更\(都市計画課\)](#)
- [都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の面積及び区域内の建築物に係る数値の変更\(建築安全課\)](#)
- [収去した飼料等の試験結果の概要の公表\(農林総合研究センター水田農業研究所\)](#)
- [国道二百五十四号の道路区域の変更\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [警備業法第51条の規定による指定医師に関する告示\(生活安全企画課\)](#)
- [風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2の規定に基づく医師の指定に関する告示\(生活環境第一課\)](#)
- [平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する収支報告書の訂正\(選挙管理委員会\)](#)
- [平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する収支報告書の訂正\(選挙管理委員会\)](#)
- [平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する収支](#)

[報告書の要旨の公表\(選挙管理委員会\)](#)

規 則

学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年二月五日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

埼玉県教育委員会規則第二号

学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の住居手当に関する規則(昭和四十九年埼玉県教育委員会規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「配偶者(」を「学校職員の扶養親族たる者(条例第九条において準用する職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号)第八条に規定する扶養親族で同条例第九条第一項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。)」が所有する住宅及び学校職員の配偶者(」に改め、「含む。以下」の下に「この号において」を加え、「(条例第九条において準用する職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号)第八条に規定する扶養親族で同条例第九条第一項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。)」及び「及び次条第二号に掲げる住宅」を削る。

第三条及び第四条を削る。

第四条の二中「第九条の六第一項第三号」を「第九条の六第一項第二号」に、「第二条第一号」を「前条第一号」に改め、同条を第三条とする。

第四条の三中「第九条の六第一項第三号」を「第九条の六第一項第二号」に改め、「以下」の下に「この条において」を加え、「。次条において同じ。」を削り、同条を第四条とする。

第四条の四を削る。

第六条第一項中「実情、住宅の所有関係等」を「実情」に、「、住宅の所有関係等に」を「等に」に改め、同項第二項中「、住宅の所有関係等」を削る。

第十二条を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年埼玉県条

例第六十号。以下「改正条例」という。）附則第六項又は第七項の規定の適用を受ける学校職員の住居手当の支給については、この規則による改正前の学校職員の住居手当に関する規則（以下「改正前の規則」という。）（第三条、第四条、第四条の四、第六条、第七条、第九条、第十条及び第十一条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成二十四年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の規則第三条中「条例」とあるのは「学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十一年埼玉県条例第六十号。以下「改正条例」という。）（附則第六項の規定によりなお効力を有することとされる改正条例による改正前の学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）（以下「改正前の条例」という。）と、第四条及び第四条の四中「条例」とあるのは「改正前の条例」と、第六条、第七条、第九条及び第十条中「条例第九条の六第一項の学校職員」とあるのは「改正条例附則第六項又は第七項の規定の適用を受ける学校職員」と、第九条第一項中「同項に規定する要件」とあるのは「当該要件」とする。

3 改正条例附則第六項の教育委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号。以下「育児休業法」という。）第十八条第一項の規定により採用された学校職員

二 改正条例第二条の規定による改正前の学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）（以下「改正前の条例」という。）（第九条の六第一項第二号又は第四号の規定により施行日の属する月の前月に係る住居手当が支給される学校職員以外の学校職員（次に掲げる者を除く。）

イ 次のいずれかに該当する学校職員であつて、当該学校職員となる前に改正前の条例第九条の六第一項第二号又は第四号の規定により住居手当の支給を受け、引き続き同項第二号又は第四号に該当する学校職員

(1) 無給休職者（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条第二項第一号の規定に該当して休職にされている学校職員のうち、給与の支給を受けていない学校職員をいう。）

(2) 停職者（法第二十九条の規定により停職にされている学校職員をいう。）

(3) 専従休職者（法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けている学校職員をいう。）

(4) 育児休業法第二条の規定により育児休業をしている学校職員

(5) 大学院修学休業職員（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしている学校職員をいう。）

ロ 任用の事情等を考慮して埼玉県教育委員会が定める学校職員

4 改正条例附則第七項の教育委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学校職員の給与に関する条例の適用を受けない県費支弁の常勤の職員
- 二 公庫等の役職員（職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年埼玉県条例第十八号）第八条第五項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員又は同条例第十一条の二第一項に規定する特定一般地方独立行政法人役員をいう。）
- 三 国、特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）又は他の地方公共団体の職員

四 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第七十

二号）第十三条第一号に規定する退職派遣者

規 則

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年二月五日

埼玉県人事委員会委員長 香 川 實

埼玉県人事委員会規則七 九〇六

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 二九九）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「配偶者（）」を「職員の扶養親族たる者（条例第八条に規定する扶養親族で条例第九条第一項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（）」に改め、「含む。以下」の下に「この号において」を加え、「（条例第八条に規定する扶養親族で条例第九条第一項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）」及び「及び次条第二号に掲げる住宅」を削る。

第三条及び第四条を削る。

第四条の二中「第九条の五第一項第三号」を「第九条の五第一項第二号」に、「第二号第一号」を「前条第一号」に改め、同条を第三条とする。

第四条の三中「第九条の五第一項第三号」を「第九条の五第一項第二号」に改め、「。以下「単身赴任手当規則」という。」及び「。次条において同じ。」を削り、同条を第四条とする。

第四条の四を削る。

第六条第一項中「実情、住宅の所有関係等」を「実情」に、「、住宅の所有関係等に」を「等に」に改め、同条第二項中「、住宅の所有関係等」を削る。

第十二条を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十一年埼玉県条例第五十四号。以下「改正条例」という。）附則第六項又は第七項の規定の適用を受ける職員の住居手当の支給については、この規則による改正前の住居手当に関する

る規則（以下「改正前の規則」という。）（第三条、第四条、第四条の四、第六条、第七条、第九条、第十条及び第十一条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成二十四年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の規則第三条中「条例」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十一年埼玉県条例第五十四号。以下「改正条例」という。）（附則第六項の規定によりなお効力を有することとされる改正条例による改正前の職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）（以下「改正前の条例」という。）」と、第四条及び第四条の四中「条例」とあるのは「改正前の条例」と、第六条、第七条、第九条及び第十条中「条例第九条の五第一項の職員」とあるのは「改正条例附則第六項又は第七項の規定の適用を受ける職員」と、第九条第一項中「同項に規定する要件」とあるのは「当該要件」とする。

3 改正条例附則第六項の委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年埼玉県条例第五号）第五条第一項に規定する第一号任期付研究員及び同条第二項に規定する第二号任期付研究員

二 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十八号）第四条に規定する特定任期付職員

三 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号。以下「育児休業法」という。）第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員

四 改正条例第二条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）（以下「改正前の条例」という。）第九条の五第一項第二号又は第四号の規定により施行日の属する月の前月に係る住居手当が支給される職員以外の職員（次に掲げる者を除く。）

イ 次のいずれかに該当する職員であつて、当該職員となる前に改正前の条例第九条の五第一項第二号又は第四号の規定により住居手当の支給を受け、引き続き同項第二号又は第四号に該当する職員

(1) 無給休職者（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条第二項第一号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

(2) 停職者（法第二十九条の規定により停職にされている職員をいう。）

(3) 専従休職者（法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けて

いる職員をいう。)

(4) 育児休業法第二条の規定により育児休業をしている職員

□ 任用の事情等を考慮して人事委員会が定める職員

4 改正条例附則第七項の委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 職員の給与に関する条例の適用を受けない県費支弁の常勤の職員

二 公庫等の役職員(職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年埼玉県条例第十八号)第八条第五項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員又は同条例第十一条の二第一項に規定する特定一般地方独立行政法人役員をいう。)

三 国、特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。)又は他の地方公共団体の職員

四 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年埼玉県条例第七十二号)第十三条第一号に規定する退職派遣者

規 則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年二月五日

埼玉県人事委員会委員長 香 川 實

埼玉県人事委員会規則六 七二

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（埼玉県人事委員会規則六 一一）の一部を次のように改正する。

別表第三免許資格職職員採用試験の項第一号中「薬剤師にあつては二十二歳以上三十歳未満の者、」を「薬剤師及び」に改め、同項第二号中「薬剤師にあつては二十二歳未満の者、」を「薬剤師及び」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県人事委員会訓令第一号

埼玉県人事委員会事務局

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年二月五日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

埼玉県人事委員会事務決裁規程（昭和四十六年人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三の二 職員の給与に関する事務の項事務局長専決事項の欄17中「。以下「住居手当規則」という。」を削り、同欄中18を削り、19を18とし、20から38までを19から37までとする。

附則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第百二十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年二月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称
ぶなの里越谷
- 三 代表者の氏名
藤坂 奎介
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県越谷市東越谷四丁目三番地九
- 五 定款に記載された目的
この法人は、越谷市の障がい者に対し、地域で安心して生活が出来るよう支援するとともに、誰もがこころ豊かに生活できるよう地域保健福祉に関する事業を行い、福祉の向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百四十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年一月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人農業親睦振興協会
- 三 代表者の氏名
新井 茂夫
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県本庄市鷓森四十一番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、農村と都市とヒト・モノ・ブシカの交流を図り農村地域におけるコミュニティを発展させ、農業を活性化することにより農業従事者と消費者の福祉の増進することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第四百四十一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十二年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務 約 2,350 千部 × 12 回

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成 23 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

県内全域

(5) 入札方法

入札金額は、各 1 部当たり（8 頁物・12 頁物）の単価にそれぞれの発行回数に乗じて得た額の合計額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成 20 年埼玉県告示第 1032 号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のうち「広報紙新聞折り込み及び配布」の A 等級に格付けされた者であること。

(3) 過去 2 年間に於いて、県内全域での同日一斉新聞（3 紙以上）折り込み配布部数について 190 万部以上の実績があること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(6) 連絡調整の担当者を常時 2 名以上配置し、配布が遅れることのないよう、指示に速やかに対応できる体制をとれること。

(7) 納入された「彩の国だよりの」を一時保管する場所が確保できること。

- (8) 朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞、埼玉新聞又は東京新聞を購読する埼玉県内の全世帯(埼玉県外の新聞販売店から配布が行われている世帯を含む。)に、「彩の国だより」を同日一斉に新聞折り込みをするための配布手順を示せること。

なお、この配布については、県の承認を得ないで、契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせることなく履行するものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県民生活部広聴広報課広報紙担当 岡田 電話 048-830-2857(直通)

- (2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁別館地下1階 広聴広報課分室 平成22年3月24日(水)午前10時

- (4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

埼玉県県民生活部広聴広報課広報紙担当 平成22年3月23日(火)午後5時
なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、次の算式により算定した額以上の金額を入札保証金として納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

入札書に記載する金額(各1部当たり(8頁物・12頁物)の単価にそれぞれの発行回数に乗じて得た額の合計額)×2,350千部×1.05×0.05

イ 契約保証金

契約の相手方は、次の算式により算定した額以上の金額を契約保証金として納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合

は、免除する。

契約単価（各 1 部当たり（8 頁物・12 頁物）の単価にそれぞれの発行回数
を乗じて得た額の合計額）× 2,350 千部 × 1.05 × 0.1

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上
記 3 (1)の提出場所に平成 22 年 3 月 1 日（月）午後 5 時まで提出し、競争入札
参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した
書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第 97 条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定め
る規則（平成 7 年埼玉県規則第 106 号）第 9 条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第 94 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低
の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県
所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付
して、平成 22 年 2 月 22 日（月）までに、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格
審査担当（電話 048-830-5775（直通） 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区
高砂 3 丁目 15 番 1 号）に提出すること。

(9) 支払条件

ア 発注者埼玉県は、折り込み及び配布業務の完了の都度、受注者の支払請求に
基づき、代金を支払うものとする。

イ 発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金
を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成 22 年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該

金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required: Distribution and newspaper insertion of "The 'Sai-no-Kuni' Monthly(Sai-no-Kuni Dayori)" 2,350,000 copies twelve times per year
- (2) Time-limit for tender: 10:00 a.m.24,March,2010. (tender submitted by mail 5:00 p.m.23,March,2010)
- (3) Contact point for the notice: Public Relations Division,Department of Public Services,Saitama Prefectural Government,3-15-1,Takasago,Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301,Telephone 048-830-2857

告 示

埼玉県告示第四百四十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文、第四十六条第一項、第五十三条第一項本文の規定により、次の者をサービス提供事業者として指定した。

平成二十二年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

介護保険 事業所番号	事業所名称 (施設名称)	事業所所在地 (施設所在地)	サービスの種類	事業者名称又は氏名 (開設者名称又は氏名)	指定年月日
1170202319	マザーケアサービス	埼玉県川口市並木3-29-17	居宅介護支援	有限会社マザーケアサービス	H21.12.1
1170204323	居宅介護支援事業所しあわせ峯	埼玉県川口市峯1371番地の1	居宅介護支援	有限会社トゥルーケアステージ	H21.12.1
1170204331	デイサービスセンターみやび安行	埼玉県川口市安行吉蔵271-1	通所介護	有限会社トゥルーケアステージ	H21.12.1
1170204331	デイサービスセンターみやび安行	埼玉県川口市安行吉蔵271-1	介護予防通所介護	有限会社トゥルーケアステージ	H21.12.1
1170204349	デイサービスセンターしあわせ峯	埼玉県川口市峯1371番地の1	通所介護	有限会社トゥルーケアステージ	H21.12.1
1170204349	デイサービスセンターしあわせ峯	埼玉県川口市峯1371番地の1	介護予防通所介護	有限会社トゥルーケアステージ	H21.12.1
1170402760	特定非営利活動法人 川越比企コアラ	埼玉県川越市下広谷1179番地3	訪問介護	特定非営利活動法人川越比企コアラ	H21.12.1
1170601890	デイサービスセンターみやび春日部	埼玉県春日部市豊町一丁目2番40	通所介護	有限会社トゥルーケアステージ	H21.12.1
1170601890	デイサービスセンターみやび春日部	埼玉県春日部市豊町一丁目2番40	介護予防通所介護	有限会社トゥルーケアステージ	H21.12.1
1171101346	訪問介護ステーション なかよし	埼玉県北葛飾郡杉戸町清地2丁目16番5号	訪問介護	株式会社サンエーホーム	H21.12.1

1171101346	訪問介護ステーション な かよし	埼玉県北葛飾郡杉戸町清地 2丁目16番5号	介護予防訪問介護	株式会社サンエーホーム	H21.12.1
1171801549	訪問介護 社	埼玉県草加市新栄町429 番地4号	訪問介護	株式会社MORI	H21.12.1
1171801549	訪問介護 社	埼玉県草加市新栄町429 番地4号	介護予防訪問介護	株式会社MORI	H21.12.1
1172503177	あしたか ケアステーショ ン	埼玉県所沢市山口1422 番地の2	訪問介護	合同会社あしたか	H21.12.1
1172503177	あしたか ケアステーショ ン	埼玉県所沢市山口1422 番地の2	介護予防訪問介護	合同会社あしたか	H21.12.1
1172503185	デイサービス琴平	埼玉県所沢市元町28番 18号	通所介護	特定非営利活動法人麦畑	H21.12.1
1172503185	デイサービス琴平	埼玉県所沢市元町28番 18号	介護予防通所介護	特定非営利活動法人麦畑	H21.12.1
1172503193	つじ栗	埼玉県所沢市東狭山ヶ丘 四丁目2696番地の1	通所介護	株式会社權	H21.12.1
1172503193	つじ栗	埼玉県所沢市東狭山ヶ丘 四丁目2696番地の1	介護予防通所介護	株式会社權	H21.12.1
1173000678	医療法人社団富家会 訪問 介護ステーション	埼玉県ふじみ野市亀久保2 196 適合高齢者専用賃 貸住宅内	訪問介護	医療法人社団富家会	H21.12.1

1173000678	医療法人社団富家会 訪問 介護ステーション	埼玉県ふじみ野市亀久保2 196 適合高齢者専用賃 貸住宅内	介護予防訪問介護	医療法人社団富家会	H21.12.1
1173000686	医療法人社団富家会 福祉 用具事業所	埼玉県ふじみ野市亀久保2 196 適合高齢者専用賃 貸住宅内	福祉用具貸与	医療法人社団富家会	H21.12.1
1173000686	医療法人社団富家会 福祉 用具事業所	埼玉県ふじみ野市亀久保2 196 適合高齢者専用賃 貸住宅内	特定福祉用具販売	医療法人社団富家会	H21.12.1
1173000686	医療法人社団富家会 福祉 用具事業所	埼玉県ふじみ野市亀久保2 196 適合高齢者専用賃 貸住宅内	介護予防福祉用具貸 与	医療法人社団富家会	H21.12.1
1173000686	医療法人社団富家会 福祉 用具事業所	埼玉県ふじみ野市亀久保2 196 適合高齢者専用賃 貸住宅内	特定介護予防福祉用 具販売	医療法人社団富家会	H21.12.1
1173600501	ヘルパーステーション藤の 里	埼玉県北埼玉郡騎西町鴻荃 2101-1	訪問介護	有限会社フクシ	H21.12.1
1173600501	ヘルパーステーション藤の 里	埼玉県北埼玉郡騎西町鴻荃 2101-1	介護予防訪問介護	有限会社フクシ	H21.12.1
1174200988	デイサービスセンターうさ ぎ	埼玉県児玉郡美里町阿那志 918-1	介護予防通所介護	有限会社エノキビル	H21.12.1
1175101185	居宅介護支援事業所 にり ん草	埼玉県新座市池田5-6- 5	居宅介護支援	株式会社ソクラテス	H21.12.1

1176200382	ドラッグエースすねおり店	埼玉県鶴ヶ島市脚折町2-20-7	特定福祉用具販売	株式会社 エフケイ	H21.12.1
1176200382	ドラッグエースすねおり店	埼玉県鶴ヶ島市脚折町2-20-7	特定介護予防福祉用具販売	株式会社 エフケイ	H21.12.1

告 示

埼玉県告示第四百四十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項、第八十二条第二項、
第百十三条、第百十五条の五第二項により、次のサービス提供事業者から事業の廃
止の届出があつた。

平成二十二年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

介護保険 事業所番号	事業所名称 (施設名称)	事業所所在地 (施設所在地)	サービスの種 類	事業者の名称又は氏名 (開設者の名称又は氏名)	廃止年月日
1171601071	エースケアセンター上尾	埼玉県上尾市愛宕1-28-22	居宅介護支援	株式会社 エース	H21.10.15
1172100461	愛の郷	埼玉県朝霞市浜崎2-1-1 サンヒルズ浜崎102号	訪問介護	坂井総業 株式会社	H21.10.16
1170601106	ケアセンターもみの木	埼玉県春日部市上大增新田31-7	訪問介護	有限会社もみの木	H21.10.31
1170601106	ケアセンターもみの木	埼玉県春日部市上大增新田31-7	居宅介護支援	有限会社もみの木	H21.10.31
1170601106	ケアセンターもみの木	埼玉県春日部市上大增新田31-7	介護予防訪問 介護	有限会社もみの木	H21.10.31
1173200567	小川赤十字病院 指定居宅 介護支援事業所	埼玉県比企郡小川町小川1525	居宅介護支援	日本赤十字社埼玉県支部	H21.10.31
1176000188	ケアステーション若葉	埼玉県坂戸市紺屋403	訪問介護	株式会社 朋栄商事	H21.10.31
1176000188	ケアステーション若葉	埼玉県坂戸市紺屋403	訪問入浴介護	株式会社 朋栄商事	H21.10.31
1176000188	ケアステーション若葉	埼玉県坂戸市紺屋403	介護予防訪問 介護	株式会社 朋栄商事	H21.10.31
1176000188	ケアステーション若葉	埼玉県坂戸市紺屋403	介護予防訪問 入浴介護	株式会社 朋栄商事	H21.10.31
1172800060	大生病院 在宅サポート21 入間	埼玉県入間市豊岡5-1-2 TM第一ビル2階	訪問介護	医療法人尚寿会	H21.11.1
1172800060	大生病院 在宅サポート21 入間	埼玉県入間市豊岡5-1-2 TM第一ビル2階	介護予防訪問 介護	医療法人尚寿会	H21.11.1

1174500080	清風苑ホームヘルプサービス	埼玉県深谷市本田4915-1	介護予防訪問介護	社会福祉法人 幸寿会	H21.11.1
1172502955	デイサービスセンター Dream	埼玉県所沢市中新井一丁目864-1	通所介護	株式会社 MALERA	H21.11.5
1172502955	デイサービスセンター Dream	埼玉県所沢市中新井一丁目864-1	介護予防通所介護	株式会社 MALERA	H21.11.5
1171000308	ほおずき介護保険事務所	埼玉県八潮市緑町1-5-2	居宅介護支援	有限会社 綾瀬総合教育センター	H21.11.9
1171900937	居宅介護支援事業所 はいびす	埼玉県戸田市上戸田1-20-1 第六栄荘1号室	居宅介護支援	株式会社 はいびす	H21.11.10
1172700815	エア・ウォーター大和酸器株式会社	埼玉県狭山市上赤坂608-3	福祉用具貸与	エア・ウォーター大和酸器株式会社	H21.11.27
1172700815	エア・ウォーター大和酸器株式会社	埼玉県狭山市上赤坂608-3	特定福祉用具販売	エア・ウォーター大和酸器株式会社	H21.11.27
1172700815	エア・ウォーター大和酸器株式会社	埼玉県狭山市上赤坂608-3	特定介護予防福祉用具販売	エア・ウォーター大和酸器株式会社	H21.11.27
1110600619	医療法人 光仁会 春日部 厚生療養病院	埼玉県春日部市下蛭田新田427	介護療養型医療施設	医療法人光仁会	H21.11.30
1170200867	訪問介護事業所弘秀会	埼玉県川口市赤芝新田10番地1	訪問介護	医療法人 弘秀会	H21.11.30
1170200867	訪問介護事業所弘秀会	埼玉県川口市赤芝新田10番地1	介護予防訪問介護	医療法人 弘秀会	H21.11.30
1170202046	デイサービスセンターみやび安行	埼玉県川口市安行吉蔵271-1	通所介護	株式会社 ウェルフェアシステム	H21.11.30

1170202046	デイサービスセンターみやび安行	埼玉県川口市安行吉蔵271-1	介護予防通所介護	株式会社 ウェルフェアシステム	H21.11.30
1170202137	デイサービスセンターしあわせ峯	埼玉県川口市峯1371-1	通所介護	株式会社 ウェルフェアシステム	H21.11.30
1170202137	デイサービスセンターしあわせ峯	埼玉県川口市峯1371-1	介護予防通所介護	株式会社 ウェルフェアシステム	H21.11.30
1170202228	居宅介護支援事業所しあわせ峯	埼玉県川口市峯1371-1	居宅介護支援	株式会社 ウェルフェアシステム	H21.11.30
1170401168	あかね社会福祉士事務所	埼玉県川越市川鶴1丁目15番地6号	居宅介護支援	有限会社あかね	H21.11.30
1170401291	ホームヘルプサービス フクト21	埼玉県川越市府川243-2	訪問介護	社会福祉法人 福都二十一	H21.11.30
1170401291	ホームヘルプサービス フクト21	埼玉県川越市府川243-2	介護予防訪問介護	社会福祉法人 福都二十一	H21.11.30
1170401515	フクト21 新宿事業所	埼玉県川越市新宿町5-6-14	訪問介護	社会福祉法人 福都二十一	H21.11.30
1170401515	フクト21 新宿事業所	埼玉県川越市新宿町5-6-14	介護予防訪問介護	社会福祉法人 福都二十一	H21.11.30
1170401523	フクト21 新宿事業所	埼玉県川越市新宿町5-6-14	居宅介護支援	社会福祉法人 福都二十一	H21.11.30
1170600769	デイサービスセンターみやび春日部	埼玉県春日部市豊町1-2-40	通所介護	株式会社 ウェルフェアシステム	H21.11.30
1170600769	デイサービスセンターみやび春日部	埼玉県春日部市豊町1-2-40	介護予防通所介護	株式会社 ウェルフェアシステム	H21.11.30

1171300245	指定福祉用具貸与事業所 ここ・さぼーと	埼玉県北足立郡伊奈町大針338 -161	福祉用具貸与	有限会社 ケア・パートナー	H21.11.30
1171300245	指定福祉用具貸与事業所 ここ・さぼーと	埼玉県北足立郡伊奈町大針338 -161	特定福祉用具 販売	有限会社 ケア・パートナー	H21.11.30
1171300245	指定福祉用具貸与事業所 ここ・さぼーと	埼玉県北足立郡伊奈町大針338 -161	介護予防福祉 用具貸与	有限会社 ケア・パートナー	H21.11.30
1171300245	指定福祉用具貸与事業所 ここ・さぼーと	埼玉県北足立郡伊奈町大針338 -161	特定介護予防 福祉用具販売	有限会社 ケア・パートナー	H21.11.30
1171601220	あずみ苑 グランデ花咲の 丘	埼玉県上尾市原市228-1	訪問介護	株式会社レオパレス21	H21.12.1
1171601220	あずみ苑 グランデ花咲の 丘	埼玉県上尾市原市228-1	介護予防訪問 介護	株式会社レオパレス21	H21.12.1
1141900208	ハロー薬局 戸田	埼玉県戸田市川岸2-5-19	福祉用具貸与	株式会社ハローコーポレー ション	H21.12.31
1141900208	ハロー薬局 戸田	埼玉県戸田市川岸2-5-19	特定福祉用具 販売	株式会社ハローコーポレー ション	H21.12.31
1141900208	ハロー薬局 戸田	埼玉県戸田市川岸2-5-19	介護予防福祉 用具貸与	株式会社ハローコーポレー ション	H21.12.31
1141900208	ハロー薬局 戸田	埼玉県戸田市川岸2-5-19	特定介護予防 福祉用具販売	株式会社ハローコーポレー ション	H21.12.31
1161490036	セコム川口訪問看護ステー ション	埼玉県川口市並木2-19-7 モンレーブ並木301	訪問看護	セコム医療システム 株式 会社	H21.12.31

1161490036	セコム川口訪問看護ステーション	埼玉県川口市並木2-19-7 モンレーブ並木301	介護予防訪問看護	セコム医療システム株式会社	H21.12.31
1170202533	在宅介護センター みつまめ	埼玉県川口市上青木西1-18-21-205 コーポ西川口	訪問介護	有限会社 タンドレス	H21.12.31
1170202533	在宅介護センター みつまめ	埼玉県川口市上青木西1-18-21-205 コーポ西川口	福祉用具貸与	有限会社 タンドレス	H21.12.31
1170202533	在宅介護センター みつまめ	埼玉県川口市上青木西1-18-21-205 コーポ西川口	介護予防訪問介護	有限会社 タンドレス	H21.12.31
1170202533	在宅介護センター みつまめ	埼玉県川口市上青木西1-18-21-205 コーポ西川口	介護予防福祉用具貸与	有限会社 タンドレス	H21.12.31
1170202939	風の家	埼玉県川口市飯塚1-15-1	通所介護	有限会社 そよ風	H21.12.31
1170202939	風の家	埼玉県川口市飯塚1-15-1	介護予防通所介護	有限会社 そよ風	H21.12.31
1171801440	デイサービスセンター ひまわり	埼玉県草加市原町2-9-13	通所介護	合同会社在宅ケア	H21.12.31
1171801440	デイサービスセンター ひまわり	埼玉県草加市原町2-9-13	介護予防通所介護	合同会社在宅ケア	H21.12.31
1172300129	和光病院居宅介護支援事業所	埼玉県和光市下新倉5-19-7	居宅介護支援	医療法人社団 翠会	H21.12.31
1172700211	クローバーケアセンター狭山	埼玉県狭山市入間川1-7-2 シティパル狭山201	訪問入浴介護	京浜ライフサービス株式会社	H21.12.31
1172700211	クローバーケアセンター狭山	埼玉県狭山市入間川1-7-2 シティパル狭山201	介護予防訪問入浴介護	京浜ライフサービス株式会社	H21.12.31

1173000280	エイジング 株式会社	埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘1-5-15	福祉用具貸与	エイジング 株式会社	H21.12.31
1173000280	エイジング 株式会社	埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘1-5-15	介護予防福祉用具貸与	エイジング 株式会社	H21.12.31
1174300093	こざくらケアプランサービス	埼玉県本庄市栄3-6-34	居宅介護支援	社会福祉法人 こざくら福祉会	H21.12.31

告示

埼玉県告示第百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年二月五日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 小手指店

所沢市小手指町一丁目二十五番三十六号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後十一時まで

（変更後）午前0時から翌午前0時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時四十五分から午後十一時十五分まで

（変更後）午前0時から翌午前0時まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）四箇所 位置省略

（変更後）五箇所 位置省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前六時から午後九時まで

（変更後）午前六時から午後十時まで

ハ 変更年月日

平成二十二年三月十八日

ニ 届出年月日

平成二十二年一月二十日

二 縦覧期間

平成二十二年二月五日から平成二十二年六月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年二月五日から平成二十二年六月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第百四十五号

第四十三期埼玉県労働委員会労働者委員一名からの辞任の申出に伴い、その補欠委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定に基づき、次のとおり労働者委員候補者の推薦を求める。

平成二十二年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 推薦資格

労働者委員候補者を推薦できるものは、県の区域内のみに組織を有し、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号。以下「法」という。）第二条及び第五条第二項の規定に適合する労働組合とする。

二 推薦手続

労働者委員候補者を推薦しようとする労働組合は、様式第一号の推薦書及び様式第二号の略歴書に、当該労働組合が法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の埼玉県労働委員会の証明書を添付して提出すること。

三 推薦期間

平成二十二年二月十二日（金）から同年三月一日（月）まで

四 推薦に必要な書類の提出先

埼玉県産業労働部勤労者福祉課

五 その他

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。

様式第1号

第43期埼玉県労働委員会補欠委員（労働者委員）候補者推薦書

平成 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

労働組合名

印

代表者氏名

印

埼玉県労働委員会の労働者委員の候補者として、下記の者を推薦します。

記

氏 名	年 齢	所属労働組合及びその役職名

様式第2号

略 歴 書

ふりがな			
氏 名	(印)		
生年月日			
本籍地			
現住所			
電 話	自 宅		勤務先
年 月	学 歴		
年 月	主 な 経 歴		

告 示

埼玉県告示第四百四十六号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十二年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所
狭山市大字上赤坂字野四七四の一、四七四の四、字妻恋ヶ原五九四の二
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

告 示

埼玉県告示第百四十七号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十二年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 解除に係る保安林の所在場所

入間市大字新光二二七の一、二二七の二、二三四の三

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅

告 示

埼玉県告示第四百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、
次の土地改良区の解散を平成二十二年一月二十九日認可した。

平成二十二年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名 称

行田市太田地区土地改良区

二 事務所所在地

行田市

告 示

埼玉県告示第四百四十九号

測量計画機関の長である三芳町長鈴木英美から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

三芳町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

三芳町全域

四 作業期間

平成二十一年十二月一日から平成二十二年三月十日まで

告 示

埼玉県告示第百五十号

測量計画機関の長である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所長田所正から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（数値地形図修正）

三 作業地域

羽生市、加須市、行田市、上里町、深谷市、栗橋町、大利根町、北川辺町、本庄市

四 作業期間

平成二十二年一月二十五日から平成二十二年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第百五十一号

平成二十一年埼玉県告示第千二百三十一号で公示した公共測量（荒川右岸流域下水道台帳図修正）は、平成二十二年一月十三日終了した旨測量計画機関の長である埼玉県荒川右岸下水道事務所長川田貢三から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百五十二号

志木市から志木都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、新座都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、新座都市計画用途地域を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、北本都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、北本都市計画用途地域を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第百五十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第一項第六号、同条第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号ニ及び別表第三(ニ)欄五の項の規定により、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の面積及び区域内の建築物に係る数値を変更する。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部建築安全課において縦覧に供する。

平成二十二年二月五日

埼玉県知事 上田清司

変更に係る区域

北本市の区域内の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

告 示

埼玉県農林総合研究センター所長告示第四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成二十一年十二月に収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十二年二月五日

埼玉県農林総合研究センター所長 金 本 伸 郎

1. 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去年月日 収去場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年・月	試験結果の概要											備考		
				粗たん 白 質 %	粗脂肪 %	粗繊維 %	粗灰分 %	加鈣 %	リン %	揮発性 塩基性 窒素 %	水溶性 窒素 %	ペプトン 消化率 %	T D N %	M E Kcal/kg		その他 の検査 (水分) %	
三幾飼料工業株式会社 草加工場 草加市松江3-13-9	21.12.14 同左	60%フィッシュミール	21.12	60.0 以上	12.0 以下		23.0 以下									7.6	
				63.8	7.0	0.1	19.6	6.0	2.76								
三和農工株式会社 埼玉県本庄市東台1丁目3番6号	21.12.15 同左	マルサン肉豚用大麦 ミートン配合飼料	21.12	13.5 以上	2.5 以上	5.0 以下	6.0 以下	0.4 以上	0.35 以上							14.2	
				13.6	3.1	2.0	3.7	0.6	0.49								
同上	同上	マルサン肉豚肥育用 ニューP配合飼料	21.12	12.0 以上	2.5 以上	5.0 以下	6.0 以下	0.4 以上	0.35 以上							15.1	
				12.4	2.7	2.0	3.7	0.7	0.49								

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 試験結果の概要の欄にあっては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、備考の欄に表示成分量に対して過不足があった場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年二月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月五日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 二百五十四号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
田九一五番一地先まで	比企郡川島町かわじま二丁目二三番地先から同郡同町大字中山字細	区 間
二九・〇三〓四九・二〇	二八・四五〓四七・二〇	敷地の幅員 (メートル)
九四六・八〇		延 長 (メートル)
ある。		備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年二月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十二年一月十四日

指令川建セ第二一〇一四六〇号

二 検査済証番号

平成二十二年一月二十九日

第二一〇一六〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字小川字大豆五駄一四一 一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡嵐山町大字志賀五一七 二 レフィナード二〇二

杉田 徹

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年二月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十一年六月一日

指令川建セ第二一〇〇二三〇号

二 検査済証番号

平成二十二年二月三日

第二一〇一六四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字市場字六本松一〇〇八一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町大字旭台一四一 四五

畑中洋介

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年二月五日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 新藤 巧

一 許可番号

平成二十二年二月二日

指令熊建セ第二一〇〇〇三一号

二 検査済証番号

平成二十二年二月二日

熊建セ第百五十一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北埼玉郡騎西町大字鴻荃字北谷二一三一番地四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北埼玉郡騎西町大字鴻荃二一三一番地四

山田 敬輔

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年二月五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十二年一月二十五日

指令越建セ第二一〇〇四九一号

二 検査済証番号

平成二十二年一月二十九日

第三八五―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字佐左エ門一―六一―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町大字佐左エ門一―六一―番地一

安達 直礼 ・ 安達 里奈

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年二月五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十二年一月二十日

指令越建セ第二一〇一五八〇号

二 検査済証番号

平成二十二年二月二日

第三八九一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字東大輪字南前二六七―七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡鷺宮町大字外野二七番地 サンライズマンションA―二〇一

永田 裕司

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年二月五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十一年十月十六日

指令越建セ第二一〇一二二〇号

二 検査済証番号

平成二十二年二月二日

第三九二 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町字東四五六 一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

春日部市栄町一丁目二五九 メゾン栄一〇五

松兼 太一

告 示

埼玉県公安委員会告示第18号

警備業法第51条の規定による医師の指定に関する規則（平成16年埼玉県公安委員会規則第7号）第1条の規定に基づき次の医師を指定したので、同規則第2条の規定により公示する。

平成22年2月5日

埼玉県公安委員会委員長 高 梨 邦 彦

医師の氏名	勤務先の名称	勤務先の所在地
蓮 江 郁 夫	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会鴻巣病院	埼玉県鴻巣市八幡田849番地
成 瀬 暢 也	埼玉県立精神医療センター	埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 818番地2

告 示

埼玉県公安委員会告示第19号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2の規定による医師の指定に関する規則（平成16年埼玉県公安委員会規則第8号）第1条の規定に基づき次の医師を指定したので、同規則第2条の規定により公示する。

平成22年2月5日

埼玉県公安委員会委員長 高 梨 邦 彦

医師の氏名	勤務先の名称	勤務先の所在地
蓮 江 郁 夫	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会鴻巣病院	埼玉県鴻巣市八幡田849番地
成 瀬 暢 也	埼玉県立精神医療センター	埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 818番地2

告示

埼玉県選管告示第九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の候補者金子善次郎の選挙運動に関する収支報告書に関し、平成二十二年一月七日に出納責任者渡辺徹から訂正する旨の報告があつたので、平成二十一年十二月二十四日付け埼玉県選管告示第百六十七号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十二年二月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

	ページ	段	行	
誤	三	一	九	6,000,000円
正				
誤	自由民主党			6,000,000円
正	自由民主党埼玉県第一選挙区支部		十一	
誤	新しい波			1,000,000円
正	善友会			1,000,000円

告示

埼玉県選管告示第十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の候補者大島敦の選挙運動に関する収支報告書に関し、平成二十一年十二月二十五日に出納責任者徳尾裕久から訂正する旨の報告があつたので、平成二十一年十二月二十四日付け埼玉県選管告示第百六十七号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十二年二月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

	ページ	段	行	
	十七	一	二十六行目の後に次の二行を加える。	
			ライヴレフォーラム	30,000円
			埼玉県社会保険労務士政治連盟	30,000円
				二十七
誤			その他の寄附	54件 565,000円
正			その他の寄附	55件 575,000円
				二十八
誤			今回計	6,810,000円
正			今回計	6,880,000円
				二十九
誤			総計	6,810,000円
正			総計	6,880,000円
				三十一
誤			人件費	532,500円
正			人件費	639,500円
				三十二
誤			家屋費	372,000円
正			家屋費	756,246円
				三十三
誤			選挙事務所費	372,000円
正			選挙事務所費	756,246円

告 示

埼玉県選管告示第十一号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、同法第百九十二条第一項及び第二項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十二年二月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成21年8月30日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（埼玉県第6区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）
25,466,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	大島 敦	候補者届出政党 又は所属党派	民主党	期間	9月14日から 第2回分 12月18日まで
出納責任者氏名	徳尾 裕久				

収入

支出

人件費	208,500 円
家屋費	0 円
選挙事務所費	0 円
集会会場費	0 円
通信費	430,043 円
交通費	0 円
印刷費	0 円
広告費	55,000 円
文具費	0 円
食糧費	0 円
休泊費	0 円
雑費	118,325 円

今回計	0 円	今回計	811,868 円
前回計	6,880,000 円	前回計	6,485,958 円
総計	6,880,000 円	総計	7,297,826 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ピラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	平成21年12月25日	第2回報告分
----------	-------------	--------